

関西医科大学研究公正等相談員規程

(趣旨)

第1条 関西医科大学研究等不正防止委員会規程(以下「委員会規程」という。)第1条に定める不正行為を容認しない倫理観を確立し、医療系分野における研究の健全な発展を図ることを目的に、研究者からの諸問題に関する相談に対応するため、委員会規程第10条第2項の規定に基づき、関西医科大学研究等不正防止委員会(以下、「委員会」という。)のもとに、研究公正等相談員を配置する。

(研究公正等相談員)

第2条 研究公正等相談員は次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 大学院医学研究科教務副部長及び医学部教務部長
- (2) 大学院看護学研究科教務部長及び看護学部教務部長
- (3) 大学院生涯健康科学研究科教務部長及びリハビリテーション学部教務部長
- (4) 研究部研究課長
- (5) 前各号に定める者のほか、研究担当副学長が必要と認めた者

2 研究公正等相談員は、学長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第5号の研究公正等相談員の任期は2年とする。

(研究公正等相談員の役割)

第4条 研究公正等相談員は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 研究公正上の諸問題に関する相談
- (2) 公的研究費の執行に係る諸問題に関する相談
- (3) 前各号に定める業務のほか、研究活動等に伴う諸問題に関する相談

2 研究公正等相談員は、委員会規程第9条に定める研究公正等相談窓口から、前項の相談に関する回付があった時、その相談に応じるとともに、その対応を記録し、研究担当副学長に報告しなければならない。

3 研究担当副学長は、前項の報告を受けた時、必要に応じて、学長に報告するとともに、委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第5条 学長、研究担当副学長及び研究公正等相談員は、相談者の意に反して、関係者以外に相談内容等を漏洩してはならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、関西医科大学研究等不正防止委員会の議に基づき、学長が決定する。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、研究部研究課が行う。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。